

2005 年 6 月 23 日作成

国家税務総局 外商投資企業及び外国企業が国産設備の購入により投資する場合の
企業所得税減免に関する若干問題についての通知 (国税函[2005]488 号)

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局、広東、海南省地方税務局、深セン市地方税務局；

ここに「財政部 国家税務総局 外商投資企業及び外国企業が国産設備の購入により投資する場合の企業所得税減免に関する問題の通知 (財税字[2005]049 号)」の若干問題を実施するにあたり、以下のよう
に通知する。

一、生産ライン、集積設備に関する企業所得税減免の問題

企業が購入建設する生産ライン、集積設備が輸入設備、国産設備及び各種部品や補助材料等から構成される場合は、その中で国内製造に属し、かつ、購入時に固定資産標準に符合すると判定された単項資産の部分についてのみ企業所得税の減免を与える。

二、輸入部品材料を簡易組み立ての後に販売する設備に関する企業所得税減免の問題

企業が購入する設備が輸入による各種部品、パーツの簡易組み立てにより形成される場合は企業所得税を減免することはできない。

三、追加投資項目として購入する国産設備に関する企業所得税減免の問題

企業が単独計算で定期減免税の優遇を享受する規定に合致する追加投資項目として国産設備を購入する場合は、国産設備投資により減免される企業所得税を計算する際に、同時期の本来の投資項目として購入する国産設備と合算し、企業を一単位として、企業が当年度に新たに増加した企業所得税の中から減免する。

四、合併、分割する企業の国産設備投資の企業所得税減免の問題

(一) 企業が合併、分割する場合、合併、分割前の企業の未減免の国産設備投資額は、財税字[2000]049 号文書の第三条が規定する減免延長期間の残存年限内であれば、合併、分割後の企業は減免を延長することができる。

(二) 企業合併の当該年に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は、合併前の企業が実際に納付する企業所得税の合計とする。合併後 2 年目に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は、合併前の各企業と合併後の各企業が合併する当該年に実際に納付する企業所得税の合計とする。

(三) 企業分割の場合、未減免の投資額は分割協議約定の数値金額により按分し、分割後の各企業がそれぞれ減免を延長することができる。分割協議に約定の数値金額がない場合は、分割後の企業は分割前の未減免の投資額について減免してはならない。

(四) 分割後の企業が当該年に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は以下の公式により確定する。

前年所得税基数 = (企業分割時に分割取得した帳簿資産 / 分割前の企業総資産)

× 分割の前年に企業が実際に納付する企業所得税金額

分割後の企業が分割後 2 年目に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は以下の公式により確定する。

国家税務総局 外商投資企業及び外国企業が国産設備の購入により投資する場合の企業所得税減免に関する
若干問題についての通知 / 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター

前年所得税基数 = (企業分割時に分割取得した帳簿資産 / 分割前の企業総資産)

×分割の前年に分割前企業が実際に納付する企業所得税金額
+ 分割後の当該企業が実際に納税する税金額

国家税務総局

2005 年 5 月 20 日